

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団

選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第 39 条及び奨学金規程に基づき、選考委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、奨学金規程の定めに従い、奨学生を選考する。

(選考委員)

第3条 委員会の委員（以下、「委員」という。）は、有識者のうちから、理事会で定め、代表理事が委嘱する。

- 2 委員は、3 名以上 7 名以内とする。
- 3 委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、代表理事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選考委員長)

第4条 委員会は、選考委員長（以下、「委員長」という。） 1 名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。（選任された委員長の任期はその委員の任期の満了する時までとする。但し、当該委員の異動があった場合はその限りでない。）

- 2 委員長は、委員会の会議（以下、「会議」という。）の議長となり、会議を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集するときは、会議の日の一週間前までに委員に対し、予め議案、日時、場所その

- 他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 5 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、5 条 3 項及び 4 項の適用については、当該委員が会議に出席し、かつ、議決したものとみなす。
 - 6 委員長は、必要あると認めるとき、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
 - 7 委員と特別の利害関係を有する志願者がいる場合、その者を奨学生として採用する会議の決議においては、特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、当該特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。なお、特別の利害関係を有する委員は決定の際は席を外すこととする。
 - 8 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明、会議の運営の補助その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第6条 会議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。
- 2 議事録には、委員長が記名押印しなければならない。
 - 3 議事録は、会議の日から十年間、主たる事務所で保管する。

(選考基準)

- 第7条 奨学生の選考は、別に理事会で定める選考基準に基づいて行う。

(報告)

- 第8条 委員長は、選考結果を一定の期間内に文書を持って代表理事に報告するとともに、代表理事の要請があるときは、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

- 第9条 委員は、奨学生の選考を公正に行わなければならない。
- 2 委員及び第 5 条第 8 項の者は、選考の過程で知りえた情報を漏えいしてはならない。

(報酬等)

第10条 委員（定款、設立時附則に定める「6（設立者）」の3名を除く。）に対し、別表のとおり報酬を支払うことができる。

2 この報酬を受ける選考委員は、これを辞退することができる。

3 同一日に複数回の会議開催がある場合でも、1回分として報酬を支払う。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（細則）

第12条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附則

1. この規程は、2020年3月26日から施行する。
2. この規程の改定は、2020年8月11日から施行する。（公益認定による名称改定。）
3. この規程の改定は、2020年12月1日から施行する。（2021年3月23日理事会決議。）
4. この規程は、2022年3月24日から施行する。（2022年3月24日理事会決議。）
5. この規程の改定は、「別表 委員への報酬 5」であり、2023年6月6日から施行する。（2023年6月6日理事会決議。）
6. この規程の改定は、「第10条、3」を追加し、2024年3月19日から施行する。（2024年3月19日理事会決議。）
7. この規程の改定は、「第1条」及び「第2条」の「奨学金給付規程」を「奨学金規定」と改定し、「第10条、2（業務委託者への報酬規程）」を削除し、別表 No2、5を追加記載した。2025年4月1日から施行する。（2025年3月18日理事会決議。）
8. この規程の改定は、第10条及び「別表 委員への報酬 1,2,4,7」であり、2025年6月24日から施行する。（2025年6月3日理事会決議）

別表 委員への報酬

No.	項目	報酬の算出方法
1	対面会議出席（会場参加の場合）	会議出席 1 回あたり 35,000 円（源泉所得税控除後） ※交通費相当額 5,000 円（源泉所得税控除後）を含む
2	対面会議にオンライン（web または電話）で出席	会議出席 1 回あたり 30,000 円（源泉所得税控除後）
3	第 5 条 5 項により会議に出席できず、かつ、表決した場合	会議 1 回あたり 10,000 円（源泉所得税控除後）
4	第 5 条 6 項によって「会議の議決に代え」られた場合	会議 1 回あたり 15,000 円（源泉所得税控除後）
5	選考採点の業務に従事した場合	採点人数 ÷ 5 人 × 10,000 円 + 10,000 円（源泉所得税控除後）
6	上記の他、選考委員が当財団の業務に従事した場合	業務に従事した時間 × 10,000 円（源泉所得税控除後） ※従事した時間については委員が MM 財団へ申請する。
7	事前（会議前）に事務局との打ち合わせが 2 時間以上だった場合	当該選考委員に、当該会議 1 回あたり 20,000 円（源泉所得税控除後）を加算

※上記の計算結果に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。